

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		景観重要建造物指定の提案
根拠条例・規則名		景観法
条 項		第 2 0 条 第 3 項
所 管 部 課		都市局都市計画部都市計画課 (電話：048-829-1409)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関するガイドライン(平成 22 年 7 月 12 日より運用)
	設定等年月日	平成 22 年 7 月 12 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理機関を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		